

医療安全管理指針

1. 医療安全管理指針の目的

本指針は京都第二赤十字病院（以下「本院」）がめざす医療の実現に向けて、医療安全対策の観点から本院の基本方針を示したものである。

- ・患者さんの権利を尊重し、良質の医療を安全に提供します。
- ・地域中核病院として、高度な急性期医療を担います。
- ・救急医療に力を尽くし、内外の災害救護に貢献します。
- ・地域の人々の健康を守り、医療連携を推進します。

2. 医療安全に関する基本的な考え

本院は、以下の基本方針に則って医療安全に取り組む。

1. 組織として医療安全に取り組む。

医療安全を個人の努力や気付きを中心に捉えるのではなく、医療安全推進室を中心とした組織的な活動と捉え、組織横断的に取り組む。また、個人の責任追及によって再発を防止するのではなく、組織内のシステムの観点から分析し組織として再発防止に取り組む。

2. 職員が医療安全に取り組む環境を整備する。

職員の医療安全に関する正しい知識の理解と技術を向上するための教育研修環境や、万が一医療事故が発生した場合に職員の精神的な負担を軽減するための環境を整備する。

3. 患者・家族と共に取り組む。

安全な医療を提供するためには、患者・家族の理解と参加が重要となる。提供する医療について患者・家族に十分に説明を行い、理解を得るとともに、より安全な医療の提供のために、患者・家族の意見を取り入れ相互に協力する関係を基本とする。

4. 地域社会に対して情報を公表し、オープンな姿勢を示す。

医療安全に対する病院の姿勢を示すことで、地域社会と相互の関係を築き上げ、地域から信頼される病院づくりを目指す。

3. 医療従事者と患者との情報共有

安全な医療の提供には、患者・家族の理解と参加が重要となる。提供する医療について患者・家族に十分説明し、理解を得るとともに、より安全な医療の提供のために、患者・家族の意見を取り入れ相互に協力する関係を基本とする。説明と同意については、『「説明と同意」確認マニュアル』および『「説明と同意」に関する運用指針』として定める。診療情報開示については、「診療記録開示マニュアル」および「診療情報の提供等に関する規定」により別途定める。

4. 患者からの相談への対応

患者および家族等からの苦情や相談は、病院にとって大変貴重なものでありしばしばシステム改善のきっかけになる。したがって、このような苦情や相談に対応するため、院内に「患者相談窓口」を設置する。ここでは相談内容の確認を行い、必要な対応を行う。苦情や相談により、患者さんやご家族が不利益を受けてはならない。

5. 職員の責務

職員は業務の遂行にあたり、患者への医療、看護等の実施、医療機器の取り扱いなどの際には、常に医療事故の発生を防止するように細心の注意を払わなければならない。